



るという意味である。一方、条例第7条第2号は、ただし書きで「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は不開示情報から除外するとしている。

同和対策固定資産税減免の対象地域は、法令等の規定により公にすることが予定されている情報に該当する。なぜなら、憲法第84条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めており、さらに地方税法第367条は「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と定めている。これは租税法律主義の原則から、自身にどれだけの税金が課されるか法令により予測できることを要求するものであるが、そのためには同和対策固定資産税減免の対象地域は公開されなければならない。従って、同和対策固定資産税減免の対象地域は憲法第84条および地方税法第367条により公にすることが予定されている情報である。

また、鳥取市集会所管理規則により設置されている集会所は「同和地区及びその周辺地域における社会教育活動の場を提供するための」（同規則第1条）施設であることから、その施設の周囲は同和地区である。同規則第2条により鳥取市下味野集会所が設置されていることから、下味野が同和地区であることを知ることができる。一方、鳥取市公告式条例第2条および第3条は規則の公布を定めている。同様に、鳥取市地区会館管理規則により設定されている集会所は「同和地区における集会の場を提供するための」（同規則第1条）施設であるから、同規則についても鳥取市集会所管理規則と同じことが言える。従って、「下味野が同和地区である」という情報は、鳥取市公告式条例第2条および第3条、鳥取市集会所管理規則第1条および第2条、鳥取市地区会館管理規則第1条および第2条の規定により公にされたものである。

下味野という地名だけで具体的な同和地区の地域を示すことになると必ずしもい

うことができないが、異議申立人が「下味野地区」という地域を挙げて請求したことに対し、実施機関は「その地域が同和地区であるかどうかを公にすることとなります」という理由で拒否処分している。また、同和対策固定資産税減免の対象地域の下味野の住民や出身者が差別を受けるおそれがあるのに、同和地区における集会の場を提供するための施設が設置された下味野の住民や出身者が差別を受けるおそれがないと言うことはできないから、法令等により公にされている情報と、処分の対象になった情報は同等である。